

令和5年5月12日

保護者 様

総社市教育委員会 教育長 久山 延司
総社市立昭和中学校 校長 北川 和美

タブレット端末の試験的持ち帰りについて

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、御健勝のことと拝察いたします。

さて、GIGAスクール構想のもと、タブレット端末が整備され、授業における端末活用は、「慣れる」から「日常的な活用」の段階へと変化しています。そのため、日常的にタブレット端末を持ち帰り、家庭学習においても、継続的に端末を活用する機会を増やすことで、生徒の主体的な学びを推進したいと考えております。

そこで、総社市ではすべての学校において、令和5年7月から毎日、端末の持ち帰りを行います。

昭和中学校では既に長期休業中や土日に実施してきたところですが、この度、全生徒が毎日の持ち帰りを実施する前に、一部の学年で毎日の持ち帰りを試験的に実施してまいりますので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 開始日 令和5年5月12日(金)
- 2 対象 第1学年
- 3 提出物 本校では、既にネットワーク環境についてお知らせいただいておりますので、提出物はありません。
- 4 通信費 試験的持ち帰りのため、モバイルWi-Fiルータ貸与の際の通信費は、総社市が負担します。ただし、試験的持ち帰りが終了し、市全体で統一的な持ち帰りが行われるようになった場合、市からルータを貸与することは可能ですが、通信契約及び通信費の負担は、ご家庭で行っていただくようになります。ネットワーク環境未整備の場合は、今後のために整備の検討をお願いいたします。
- 5 その他
 - ・第2, 3学年については、~~6月2日~~から毎日の持ち帰りを実施する予定です。
7月3日
 - ・タブレットを持ち帰るときの、入れ物（袋やタオルなど）を準備してください。
 - ・学校のタブレット端末の持ち帰りについては、以前に御提出いただいている同意書が適用されます。
 - ・試験的持ち帰りの実施については、各校の実態や授業の進度等により、対象の学級数が市内の学校間で異なる場合がありますのでご了承ください。
 - ・7月からの持ち帰りの詳細については改めてお知らせいたします。

令和5年6月9日

保護者 様

総社市教育委員会 教育長 久山 延司
総社市立昭和中学校 校長 北川 和美

タブレット端末の持ち帰りについて

深緑の候、保護者の皆様におかれましては、御健勝のことと拝察いたします。

さて、標記の件につきまして、令和5年7月から全学年で毎日の端末の持ち帰りを行います。

つきましては、「総社市学習用端末の持ち帰りのルール」を御確認の上、端末を活用した家庭学習への御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和5年7月3日(月)から毎日
- 2 対 象 全生徒
- 3 提出物 家庭にインターネット環境が無く、モバイルWi-Fiルータの貸与を希望される場合は、「モバイルWi-Fiルータ貸与申請書」に必要事項を記入の上、6月14日(水)までに学校へ提出してください。(市内小中学校に複数のお子さんがおられる場合、年長のお子さんのみ提出してください。また、数に限りがありますので、インターネット環境が整っていない家庭のみが対象となります。)
- 4 通 信 費 インターネット環境がない家庭には総社市からルータを貸与することは可能ですが、通信契約及び通信費の負担は、御家庭で行っていただくようになります。通信費の補助について、生活保護受給世帯については総社市役所福祉課に御問い合わせください。
- 5 そ の 他
 - ・別紙「総社市学習用端末の持ち帰りのルール」について学校でも指導していますので、御家庭でもお子様と一緒に御確認いただき、ルールを守って活用できるようにお願いいたします。
 - ・学校のタブレット端末の持ち帰りについては、以前に御提出いただいている同意書が適用されます。
 - ・端末を持ち帰った際の充電は、学校で使用している充電器を貸与いたしますので、各家庭でお願いします。また、充電に係る電気代は、各家庭の負担となりますので、御了承ください。
 - ・学校の端末を持ち帰らず、家庭のパソコン等を活用したい場合は、学校へ御連絡ください。
 - ・年度末には端末、充電器、ルータを回収し、数の点検や年度更新を行いますので、御了承ください。